

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限を当該会計年度以降七箇年度（現行は、十箇年度）以内とすること。

（第二条関係）